

第193回（臨時）代議員会議事録

第193回（臨時）代議員会が、令和5年3月18日（土）14時30分より、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番28号、愛知県医師会館9階大講堂及び8階会議室において開催され16時10分閉会した。

代議員総数	199名	出席代議員の数	192名
議決権の総数	199個	出席した代議員の議決権の数	192個

議長	市川朝洋
副議長	服部達哉、瀬瀬雅明
出席理事	柵木充明、野田正治、浅井清和、加藤雅通 大輪芳裕、榎尾富二、小出詠子、田那村 收 浦田士郎、大石明宣、渡辺嘉郎、松浦誠司 西脇 毅、河村英徳、間瀬光人、横山 正 船橋克明、森 亮太
欠席者	細川秀一
監事	伊藤宣夫、岡本 晃、西山 朗

議事録作成者 平手智美

開 会

定刻に至り、公益社団法人愛知県医師会代議員会議事規則（以下、代議員会議事規則とする。）第1条第2項に則り、総代議員の過半数に相当する代議員の出席（192名）が確認され、市川朝洋議長は代議員会議事規則第7条第1項に則り開議を宣言した。

【議事録署名人の指名】

議事録署名人については、代議員会議事規則第66条に則り、議長が以下の2名の代議員を指名した。

議席番号 66番 岡本雅彦（安城市）

議席番号 115番 野田泰永（天白区）

補 欠 選 挙

市川朝洋議長より、日本医師会代議員の名古屋地区1名、日本医師会予備代議員の各団体1名の欠員により、補欠選挙を行った。選挙の進行は、選挙管理委員会が行う旨の説明がなされ、選挙管理委員会の水谷武彦委員長による選挙が行われた。

日本医師会代議員補欠選挙について、水谷武彦選挙管理委員会委員長は、公益社団法人愛知県医師会選挙規則第41条により、投票に依らず届け出候補者を当選人とすることを決定した旨を市川朝洋議長に報告した。市川朝洋議長は名古屋地区の候補者の選出決議を行い、出席代議員の半数を超える賛成の挙手を得たことを確認し、当選人1名の日本医師会代議員の選出が決議された。

・日本医師会代議員（選挙なし）
（名古屋地区） 横山 正

日本医師会予備代議員補欠選挙について、水谷武彦選挙管理委員会委員長は、公益社団法人愛知県医師会選挙規則第41条により、投票に依らず届け出候補者を当選人とすることを決定した旨を市川朝洋議長に報告した。市川朝洋議長は各団体の候補者の選出決議を行い、出席代議員の半数を超える賛成の挙手を得たことを確認し、当選人1名の日本医師会予備代議員の選出が決議された。

- ・日本医師会予備代議員（選挙なし）
（各団体） 伊藤 富士子

市川朝洋代議員会議長は、水谷武彦選挙管理委員会委員長への謝辞を述べ、選挙管理委員会委員長は退場した。

報 告

公益社団法人 愛知県医師会定款第56条第2項の規定により、（1）は総務担当野田副会長、（2）及び（3）は会計担当大輪理事より報告がなされた。

（1）令和5年度事業計画報告

野田副会長より、令和5年度の事業計画の内容について、基本的には、従来からの事業を継続していくと報告がなされ、特に質疑は出されなかった。

（2）令和5年度予算報告

大輪理事より、令和5年度予算について、令和5年2月9日開催の定例理事会において慎重協議の上承認されていることを報告し、資料により報告がなされ、特に質疑は出されなかった。

（3）令和4年度愛知県医師会館建替計画の進捗状況報告

大輪理事より、令和4年度愛知県医師会館建替計画の進捗状況報告について、会館建設委員会並びに小委員会の協議及び決定内容について、資料により報告がなされ、特に質疑は出されなかった。

議 事

第1号議案 令和5年度会費の賦課徴収に関する件

第2号議案 令和5年度会費減免申請に関する件

第3号議案 令和5年度入会金の賦課徴収に関する件

市川朝洋議長の宣言により、第1号議案から第3号議案まで一括上程され、会計担当大輪理事より説明がなされた。

第1号議案及び第3号議案は例年通りであり、第2号議案については、令和5年度より会員増強対策として、研修医減免を廃止し、医学部卒業後5年までの会費減免を開始することが説明された。

第1号議案から第3号議案まで特に質疑は出されず、市川朝洋議長より各議案の承認について議場に諮ったところ、出席代議員の半数を超える賛成の挙手を得たことを確認し、原案どおり決議した。

第4号議案 公益社団法人愛知県医師会選挙規則の一部改正に関し承認を求めるの件

続いて市川朝洋議長より、第4号議案が上程され、総務担当樫尾理事より、改正点である第5章第18条第3項、6項及び第19条の一部改正について説明がなされた。日本女医

会愛知県支部の名称変更により、文言修正を行ったものである。

特に質疑は出されず、市川朝洋議長より本議案の承認について議場に諮ったところ、出席代議員の半数を超える賛成の挙手を得たことを確認し、原案どおり決議した。

◇ 改正点 第5章役員の選任 第18条第3項、6項及び第19条

<現 行>

第18条 会長を除く理事及び監事の選任については、各地区及び各団体にそれぞれ定数を割当てて。

2 (略)

3 第1項の各団体とは大学医師会、愛知県病院協会及び日本女医会愛知県支部をいう。

4～5 (略)

6 理事15名以内は、名古屋地区6名以内、尾張地区3名以内、三河地区3名以内とし、その他に大学医師会より1名、愛知県病院協会より1名、日本女医会愛知県支部より1名とする。

7～8 (略)

第19条 選挙管理委員会は、役員の選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項についてその要旨を、郡市等医師会長、愛知県病院協会長及び日本女医会愛知県支部長に通知しなければならない。

<改正後>

第18条 会長を除く理事及び監事の選任については、各地区及び各団体にそれぞれ定数を割当てて。

2 (略)

3 第1項の各団体とは大学医師会、愛知県病院協会及び愛知女性医師の会をいう。

4～5 (略)

6 理事15名以内は、名古屋地区6名以内、尾張地区3名以内、三河地区3名以内とし、その他に大学医師会より1名、愛知県病院協会より1名、愛知女性医師の会より1名とする。

7～8 (略)

第19条 選挙管理委員会は、役員の選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項についてその要旨を、郡市等医師会長、愛知県病院協会長及び愛知女性医師の会会長に通知しなければならない。

以上、議事の経過の要領及びその結果を明確にするために本議事録を作成し、代議員会議事規則第66条に則り、議長及び議長が指名した2名の代議員（議事録署名人）が記名押印する。

議 長

市川朝洋

議事録署名人

岡本雅孝

議事録署名人

野田泰永